

【特別認定制度とは】

PMR 資格試験の受験資格は、PMS 資格保有が前提となりますが、2013 年より、新たに特別認定制度を導入し、以下の資格保有者は、PMS 資格を保有していなくても、受験可能となりました。

- (1) 技術士総合技術監理
- (2) 情報処理技術者（プロジェクトマネージャ）
- (3) ITC（IT コーディネータ）
- (4) CM（コンストラクション・マネジャー）
- (5) 中小企業診断士

それぞれの資格保有の証明となる書類を受験申込時にご提出いただきます。

但し、3 年以上のプロジェクト実務経験が必要となります。

（参考）

(1) 特別認定制度を利用し、PMR を受験される方は、P2M のプログラムに関する知識を確認させていただくため、夏期（8 月）に実施される PMS プログラム試験を受験いただき、評価を「PMR 第一次（総合試験）」に含ませていただきます。（PMS プログラム試験受験料は、「PMR 第一次（総合試験）」受験料に含まれます。）

(2) PMS プログラム試験とは「新版 P2M プロジェクト&プログラムマネジメント 標準ガイドブック」（日本能率協会出版）各部章の内、以下の範囲で 50 問の 4 肢択一試験となります。

- ① プログラムマネジメント
- ② 戦略マネジメント
- ③ ファイナンスマネジメント
- ④ システムズマネジメント
- ⑤ 組織マネジメント（プログラムに関する内容）
- ⑥ リスクマネジメント（プログラムに関する内容）
- ⑦ 情報マネジメント
- ⑧ 関係性マネジメント（プログラムに関する内容）
- ⑨ バリューマネジメント

以上